

ローバー号事件の解決過程について

羽根 次郎

はじめに

第1節 事件の発生

第2節 ルジャンドルの台湾渡航

第3節 アメリカ軍遠征の失敗と清朝官軍の遠征

第4節 瑯嶠におけるピッカリングの行動について

第5節 約定の締結と問題の解決

おわりに

(要約)

本論文は、1867年台湾恒春半島南端で発生したローバー号事件につき、その全体の諸事実に関する実証を試みる一方、事件の解決過程について、人類学的研究成果を踏まえつつ、現地社会の動向との関係を中心に検討を加える。その結果、パリリャリャオ猪臘東社首長（いわゆる瑯嶠下十八社大頭目）トーキトクとの約定締結による和解の成立は、清朝側の対応の怠慢さに単純化してその原因を考えられるものではなく、遠征成功の見込みが元来低かったことや原住民の漢化の問題など様々な背景が錯綜した結果に基づくものとして考えるべきであることが分かった。したがって本論文は、清朝当局の消極的対応に痺れを切らしたルジャンドルが単身現地に乗り込んで事態を打開したという従来よく見られたローバー号事件記述について、再検討を加える余地が残っていると問題提起するものでもある。

はじめに

1867年のローバー号事件は、19世紀後半東アジアを考える上で看過しえぬ意義を持つ。例えば当時、台湾近海での西洋船舶遭難事故は少なくなかったが、本事件はそうした漂流民保護の問題に進展を促した。また、解決交渉中のアメリカ側当事者であった駐廈門領事ルジャンドル（Charles W. Le Gendre 英語読みするとリジェンドルとなる。「李讓礼」「李仙徳」などの中国名もあった。）は、その後の台湾事件（1871-1874）の際、明治政府のお雇い外国人として大きな影響を与えた。それゆえ台湾事件の「前史」としても本事件の重要性は否定しえまい。

これまでに海外では、黄嘉謨やカリントン、イェンらの先行研究があり¹、中国近海海域史研究の視座より本事件を論じたり、あるいはルジャンドルの行動から、本事件と台湾事件とを連続的に定位したりする試みが行われてきた。関連事実の確定や両事件を連続的に捉えようとする視座など、今なお価値ある記述が随所に見られる。しかしながら、かかる研究業績が世に出て既に30年以上もの年月を閲しているため、外交史中心的記述となっていたり、清朝の消極的対応をただ怠慢と捉える文調が散見されたりと、違和感のある箇所が全く無いというわけではない。

一方、日本の先行研究であるが、伊能嘉矩『台湾文化志』を除き²、本事件は従来詳細には論じられてこなかった。その理由として台湾事件が、主に日本史研究（あるいは琉球史研究）の中で扱われる傾向があったため、本事件はアメリカ船の遭難事故として表面上その埒外となり、あまり注視されてこなかったということがいえよう。また中国近代史における同治期の辺疆問題は、

総理衙門や李鴻章らを中心とする外交史的側面から長く検討されてきたため、清朝中央政府が主役とはならなかった本事件はやはり台湾事件の陰に隠れてしまっていた。それでは海域史などの研究分野で、例えば中国近海の船舶遭難事故という視点からもなぜ考察されなかったのかと云えば、かかる視点からの関心は、海禁体制下（いわゆる鎖国体制下）の近世東アジア各国対外交渉史研究に集まりがちで、西洋諸国の船舶遭難事故がやはり埒外となった点を指摘しえよう³。また現実的問題として、一次史料の大部分が英文であることも関係があるろう⁴。

最近エスキルドセンが、台湾事件を中心にルジャンドルを論じ、その中に本事件に言及した箇所がある⁵。ただ、エスキルドセンの議論は、後の台湾事件で発露するルジャンドルの植民地主義の萌芽の問題に集まっており、そもそも本事件はいかなる事件で、ルジャンドルは本事件を通していかに台湾と出会い、事件はいかに解決されたのかという問題についてはあまり論じていない。また、伊能の記述も、事件への積極関与に及び腰な清朝官人の対応に嫌気の差したルジャンドルが、原住民との直接交渉に果敢に挑み、持ち前の外交手腕によって大きな成果を上げたという文脈で書かれているのみで、結局現地社会における事件の意味などが釈然としない。

小論はこうした先行研究の成果と限界を踏まえ、『在厦門アメリカ領事館文書』、『アメリカ海軍アジア艦隊文書』、『ルジャンドル台湾旅行記』、『ピッカリング自伝』等の英文史料と、『同治籌弁夷務始末』等の中文史料との併用により⁶、まずは従来日本語論文で扱われてこなかった本事件の基本的な事実関係を明らかにしたい。そして、事件解決過程について分析した後、その過程に投影された——漢文史料中には現れにくい——現地社会の状況について議論しようと思う。

なお、引用文中における【 】は筆者注を表している。

第1節 事件の発生

1867年3月2日、汕頭から牛莊へ出発したアメリカ船ローバー号が同月12日、台湾南端海域で座礁した⁷。航海不能のローバー号を諦めた乗組員14名は不案内な海岸への接近を避け、二艘のボートに分乗し漂流することとした。しかし、船長ヨセフ＝ハントが乗ったボートは潮位上昇のため、翌13日に結局南湾沿岸の瑯嶠尾龜仔角鼻山へ寄せられ上陸を余儀なくされる。上陸後一行は、原住民集落⁸の龜仔角社住民に遭遇、汕頭人乗組員テック＝クワンを除く全員が殺害または行方不明となる事件が発生してしまう⁹。殺害を恐れ草叢に隠れ続けたテックは夜を待ち逃亡を開始、福佬系集落の車城に翌日到着した。ここでテックは経緯を説明した。すると原住民と漢人との混血系住民が行方不明者捜索のため、身代金を持って事件現場へ急行することとなった。だが、その結果判明したのは、船長の乗ったボートの乗組員のうち5名は既に殺されたことと、もう一艘のボートも同じ日に上陸しそのうち2名が殺されたことのみであった¹⁰。

18日、テックは貨物船に便乗して打狗（高雄）に向かい、現地のイギリス領事館に到着した。事件を知った領事館が、残る行方不明者の安否確認のため調査員を派遣した結果、残る6名のうち少なくとももう2名が殺害されていたことが判明した。一方、打狗に寄港中だったイギリス海軍蒸気船コーモラント号司令官ブロードも22日に事件の発生を知り、テックを連れて打狗を出

航、生存者救出のため現地へ向かった。しかし、事件現場に到着後、30～40名の船員が上陸行動を試みたが、原住民の迎撃に遭い1名が負傷したため、救助活動は失敗し打狗へと帰還した¹¹。

さて、イギリス領事館では領事代理キャロルが、殺害事件発生について台湾道呉大廷に書簡を送付、呉大廷は23日にこの書簡を受け取った¹²。これが清朝当局にとって事件の第一報となった（この時点でアメリカ関係者はまだ情報に接していなかった）。呉大廷はキャロルに、「生番ハ地方官ノ管轄ニ帰サズ。嗣後請フ、外国商人ニ飭メラレヨ、土牛之禁ヲ謹遵シ、^{ほしいまま}擅ニ生番地界ニ入ルベカラズ、以テ滋事ヲ免レヨト。」と返答した。呉大廷の記すところでは、キャロルの返信には「絶ヘテ異説無」く、また、別件のイギリス人漂流事故について感謝の言葉までであったとなっている¹³。また、事件捜査と善後処置を命じられた鳳山県知県呉本杰の報告でも、南路營參將凌定邦と共に4月3日にキャロル及び打狗関稅務司ホワイトを訪れた際、「生番ハ行ヒ獸類ニ同ジク理喻ス可カラズ、且ツ該処ハ樹林叢雜シタレバ、生番匿跡シ放鎗スルハ^{ひと}特リ其ノ長技ニシテ以テ兵ヲ用ヒ難シ」という意見で一致したとあった¹⁴。さらにローバー号は当初イギリス領事館によってイギリス船と通知されており、事件の当事者はイギリスであると台湾当局に認識されていた。以上の点を踏まえると、台湾当局がイギリス領事館の対応に対して「意謂ク以テ事ヲ息ムベシ」¹⁵、すなわち問題が解決したと解釈したのも無理は無かったと考えられる。

第2節 ルジャンドルの台湾渡航

ルジャンドルは、打狗のマックフェイル商会（天利洋行）からの書簡を4月1日に受け取ったことで、初めて事件の報に触れた。当時台湾にはアメリカの在外公館が未設置であったので、対岸の駐厦門領事たるルジャンドルは本事件を自身の所轄問題と解釈し、國務長官スワードに直ちに書簡を送った¹⁶。そのなかでルジャンドルは事件発生を報告したうえで、今後の予定としては福州に停泊中の戦艦アシュロット号で現場へ急行するつもりであることと、台湾当局に対しては補償を取るべく威嚇的態度に出る可能性があることの2点を上申した¹⁷。そしてルジャンドルは翌2日には早くも福州に到着した¹⁸。

一方、アジア艦隊司令長官ベルも、同月4日に厦門に寄港した際、同港に寄港中だったブロードを通じ事件を知った。翌日、ベルは福州のアシュロット号司令官フェビガーに、生存者救助のため現場へ向かうよう命令する¹⁹。ただ、この時点でのベルに現地原住民への攻撃の意思はなく、フェビガーにも、事件現場の掩護物を焼き払わないことと、事件に関する主導権を「中国人当局」に握らせることを指示し、犯行者処罰の問題については不介入の方針を示した。

ルジャンドルとフェビガーは9日に福州の閩浙總督吳棠を訪問²⁰、マックフェイル商会書簡を根拠に事件発生を通知し、生存者救助と殺害者厳罰を要求する²¹。この要求は米清天津条約第11条と第13条に基づくものであった。該当条文を一瞥してその意義を確認しておこう。

まず第11条では、「大合衆国民人」の家屋や資産に対して、「内地不法匪徒」の侵害行為が生じた場合、「地方官」が直ちに「弾圧」を加えて犯人を逮捕し重罰に処すること、また「華民」が「大合衆国民人」と乱闘や訴訟に及んだ場合、「華民」は「中国官」によって法に則り処罰されるこ

と等が規定されていた。また第13条では、「大合衆国船隻」が「中国洋面」で損害を被った場合、「地方官」に救助及び保護の義務があること、また「中国所轄内洋」で略奪行為に商船が遭遇した場合、地方の文武官は直ちに犯人を逮捕処罰すること等が定められていた²²。ルジャンドルの思惑としては、台湾原住民を「華民」に位置づけ、問題を米清間の外交問題として——アメリカと原住民との問題としてではなく——天津条約の枠内で処理することにあつたと言えよう。

一方の呉棠だが、ルジャンドルの書簡が公式書簡ではないとして、台湾当局への公式命令文作成を拒否してしまう²³。その背景には既述のように、本事件が在打狗イギリス領事館との間で解決済みだと台湾当局に理解されていたため、福州の呉棠には台湾現地からの報告が来ていなかったという事情があつた。その結果、呉棠に事件発生を告げたのは台湾当局ではなくルジャンドルとなつてしまい、呉棠としては半信半疑の姿勢を取らざるを得なくなったのである。呉棠は下級機関からの伝令という形式で台湾当局に、事件の捜査と報告、犯人逮捕を命じ、それと同時に、「儻シ領事自ラ帯兵シ查拏スルヲ行ハバ、務メテ力阻スルヲ要ス。斷斷不可ナリ。台人強悍ナレバ、節外ニ生枝スルヲ謹防スルノミ。」とルジャンドルの直接行動阻止をも命令した²⁴。

さて、渡台を決めたルジャンドルはアシュロット号に乗り11日に福州を出発、淡水を經由したのち、18日に台湾府(台南)の沖合に到着した。そして船中より、台湾鎮劉明燈・台湾道呉大廷・署台湾府知府葉宗元宛てに書簡を送付し、事件発生を通知した上で、捜査の迅速な開始と、生存者がいた場合の早急なる救助、犯人の逮捕処罰、そのための正規軍の即時派兵を要求し、最後に目的達成のためにフェビガーが援助協力しうることを申し出た²⁵。

翌19日に、3名の共同署名になる回答が届いた²⁶。そのなかで、キャロルとのこれまでのやり取りが紹介され、原住民については「其ノ行ヒ獸類ニ同ジク内山ニ匿居シ以テ兵ヲ用ヒ難キハ又大英国領事各官ノ共ニ知ル所トナレリ」と述べ、軍事的解決が無理だという点では英清間で既に見解が一致していることを説明した。この時点では台湾当局はアメリカではなくイギリスを事件の当事者と見なしていたため、ルジャンドルへの対応は極めて消極的であつた。そして今後は呉本杰ら鳳山県高官に再捜査を命ずること、「番境」への立ち入りを一切禁止することを除き、新たな行動の可能性が無いことを明言し、フェビガーの協力申し出についても拒否した。

台湾当局の回答を受けた当日、ルジャンドルとフェビガーはこの三官人に面会した²⁷。争点である生存者存否の問題につき、劉明燈は確かな公的筋の情報として、乗組員は皆殺しにされたと述べ一切を否定した。ただ、現地への派兵要求には応じると答えたため、フェビガーは遠征への協力を再度申し出てみた。しかし劉明燈は、現在実施中の捜査の結果報告を待ってから派兵する予定であり、清朝の兵力はそれを自力で実現できる以上、協力申し出は拒否すると明言した²⁸。ルジャンドルはやむなく従来と同様、天津条約の遵守を強調して会談を終えた。

その後、ルジャンドルらは21日に台湾府を出発し、翌日打狗のキャロルを訪問、キャロルがかつてローバー号をイギリス船と通知したことに修正を求め了解を得た。アメリカこそがローバー号事件の当事者であるという認知を清朝当局より得るためには、これは不可欠なことであつた。この席上、ルジャンドルはキャロルから、台湾当局が生存者救助と殺害者処罰につき全て失敗しているとも知らされた。一行は打狗を発つた後、コーモラント号も以前立ち寄った瑯嶼湾に着くが、ここ

でも台湾当局が何も行ってないことを現地住民より聞きつけた²⁹。以降ルジャンドルは台湾当局の対応を疑い始める。

24日、一行は事件現場に到着し、現地に停泊中のジャンク船に居合わせた漢人4名を尋問の上、案内をさせようとしたが、原住民と接触する危険を理由に拒否される。もともとルジャンドル自身が現地を「中国領」とする立場に立っており、フェビガーを派遣したベルもまた当初は不介入の方針だったので、兵力投入による上陸強行は行わず現場から引き返すこととなった³⁰。つまり、生存者救助という目的は、またもや果たせずじまいに終わったわけである。

しかし、現地を視察したこの経験はルジャンドルに大きな影響を与えた。尋問された4名の漢人は自分たちが打狗以南の「中国人村落」に居住していること、また武器と木材を物々交換する交易をしていることを明らかにした³¹。その資金は主に台湾府などの商人からの融資で賄われており、この時も4人は木材購入の注文書を持参していた。そして具体的な交易は突堤で行い、原住民居住地域に入る必要がある木材の運搬は混血系住民が担っていたという。頻繁な木材交易の存在は³²、原住民が孤立しているのではなく、混血系住民を介して漢人社会と関係を持っていたことを示している。

そこでこの混血者が問題になるわけだが、「台湾府輿図纂要」によれば、瑯嶠は「閩人粵人、土生団ト焉ニ參居ス」とある。そして、その注には、「閩人ノ番婦ヲ納レ子ヲ生マシムルコト、土生団ト曰フ」と記されており³³、本文には、土生団と原住民とは関係が悪かったことや、当時すでに千余りの人口に達していたこと、瑯嶠南方の社寮は土生団の村となっていたことなどが記録されている。ルジャンドルが目撃した混血者とは、おそらくこの土生団だったのではなかろうか。

ただルジャンドルは、混血系住民と原住民との対立関係については懐疑的だった。現地視察の際、ルジャンドルは原住民と交渉するためにまずは混血系住民に近づこうと考えたが、尋問した4名の漢人から、混血系住民と原住民はともに邪悪な存在であると反対され接近を断念していた³⁴。そのためルジャンドルは混血系住民を、原住民の収奪に曝されている被害者のようには捉えず、両者の間の絶え間ない争いは「見せかけ」であり、前者は交易や「女の交換」、さらには略奪や犯罪の幫助を通じ、後者との決定的な矛盾を妥協的に回避しており、そのように表と裏とを使いこなすことで、国家権力の浸透や外国軍隊の進入をむしろ妨げてきたというのがルジャンドルの考えであった³⁵。混血系住民は原住民の持つ暴力的なイメージを利用することで、原住民との関係の独占を企んでいるとルジャンドルは見なしたのである。そして、そう考えることによっではじめて、台湾当局の捜査が進んでいない理由や、原住民との交易で漢人が直接原住民に接触できない理由に、ルジャンドルなりの説明をつけることができたのである。

ルジャンドルは4月26日に廈門に帰還した³⁶。その後の5月3日付劉明燈・呉大廷宛書簡では、殺害現場付近の様子につき、「私は当地で中国人の小村を目にした。その小村は、我が国民を殺害したと報告されている原住民と密接かつ日常的にコミュニケーションを取っているとされていた。」と述べた³⁷。こうして現地には原住民ではない住民がいることを述べた後、「化外」たる原住民に関する条約上の責任を拒否する台湾当局に、ルジャンドルは、「我々が南部沿岸で見かけた人々はみな中国人の外見をし、中国人のように辮髪を下げていた以上、我が国民の殺害者は、

貴殿が言明するような粗野な野蛮人ではないと思う。」と主張した。混血系住民と「中国人」とを重ね書きのように描写することで、犯人を混血系住民にしてしまおうという狙いが文中に漂っている。ルジャンドルの目的が台湾当局の条約遵守による早期解決にあったのは言うまでもない。しかし、この書簡に対する返答は、廈門と台湾府とのやり取りになったため、時日を要した。そして、その間に事件現場ではアメリカ軍と原住民との軍事衝突が生じてしまったのである。

第3節 アメリカ軍遠征の失敗と清朝官軍の遠征

1. アメリカ海軍アジア艦隊の遠征

北京の総理衙門は、犯人の逮捕処罰を求めるアメリカ公使バーリンゲームの書簡を4月23日に受け取り、事件の第一報に触れた。文中では、台湾南端地域の治安維持の必要につき、「台湾極南之海股ハ、險隘之区に係リ、歴年以來往來スル船籍ノ遭難シタル者少ナカラザレバ、務メテ該処ヲシテ危険ノ虞レ無カラシムルベシ。」と注意が促され、その手段として軍艦を台湾府に送り、現地官人と協調行動を採るようベルに通知したことを明らかにした。この書簡に対して総理衙門は、至急捜査を行い犯人を処罰すべきことを既に福建省当局に依頼したと返答した³⁸。

一方、廈門に戻った後フェビガーは、帰港当日の4月26日、上海のベルに現地視察の結果報告を送った³⁹。これは5月25日にベルの元に届いたが、混血系住民が原住民と同様に「邪悪な」存在だと、文中で説明されたゆえか、ベルは海軍長官ウエルズ宛報告の中で原住民について、「獣と同様に未開で、村落はおろか、小屋の中にさえ住もうとはしない」存在であるとする一方、そうした原住民と接点を持つ者こそ混血系住民であり、両者はともに漂流民を殺害してきたと推測した。そしてベルは、原住民問題を担当できる政府が存在しないことを理由に、あらゆる生存漂流者を救助するための現地森林の搜索及び現地建築物の破壊を目的とした派兵を決定した⁴⁰。

ベルが乗ったハートフォード号は、ワイオミング号（艦長ベルクナップ）とともに6月7日に上海を出航、12日には打狗に着き、通訳を雇い入れた。さらに、閩南語に通じ現地の事情に明るいイギリス人ピッカリングの参加も決まり、キャロルも乗船見学することとなった。一行は翌13日、ベルクナップ指揮の下総勢181名が上陸、軍事行動が開始されたが、深い森林や原住民のゲリラ戦術、そして強い日差しに悩まされたうえに、途中休憩中少佐マッケンジーが銃弾を浴び戦死したため、ベルはついに全軍退却を命令、上陸作戦は行軍中に見かけた小屋を焼き払ったこと以外に、さしたる戦果も無いまま失敗に終わった。その後現地を退却したベルは、14日打狗に到着して、マッケンジーの遺体をイギリス領事館内に埋葬した後、19日に上海に帰還した⁴¹。

帰還後、ベルの原住民認識は大きく変化した。ジャングルの切り開かれた場所に竹製の小屋があり、水牛が飼われていたことから、「原住民は、彼らがこれまで描写されてきたほど、未開でもないし、人間的な満足に無知でもない」とウエルズに報告、さらにその戦術と勇敢さは「北アメリカのインディアンに匹敵する」と賞賛した。そして、清朝中央政府の台湾沿海地域領有こそ今後採りうる唯一の効果的対策であり、その実現のため、アメリカ公使が清朝当局に圧力を加えて、入植者を軍隊同伴で南湾に定住させるべきであると主張した⁴²。ベルの軍事行動の失敗と外交解

決の提案は、ベルの6月16日付書簡でルジャンドルにも伝えられた⁴³。以後海軍は事件関与の場から退き、ルジャンドル中心の事件関与が行われていくこととなった。

さて、アメリカ軍の様子は清朝の偵察者によって監視され、応戦した原住民の集落名や、遠征軍の兵力数、撤退の理由などが台湾当局に詳細に報告されていた⁴⁴。ただ台湾当局は、原住民への進路は陸路水路ともに閉ざされており、進軍不可能であると考えていたため、遠征軍の攻撃は理解不能なことであった。ましてやルジャンドルが、5月3日付劉明燈・呉大廷宛書簡において、季節風のために現地への派兵が困難であることを自ら述べていた以上なおさらであった⁴⁵。

なお、偵察者はアメリカ軍が秋か冬に再来するとの噂について報告していた。しかし、アメリカ軍の原住民攻略はなお困難であるとの予想も立てられていた。ただ台湾当局は、周辺地域へ騒擾が拡大することについては強く警戒していたため、アメリカ軍再来に備え何らかの対策を講じる必要も感じていた。そこで葉宗元に対して、瑯嶠付近村落の住民を懐柔し兵卒を選抜して、枋寮に近い水底寮一帯に駐屯させ、さらに重賞を立てて平埔族を買収し事態の解決に当たらせることを命令した⁴⁶。こうした台湾当局の対応は福建省高官や総理衙門からも支持を集めていた⁴⁷。

2. ルジャンドルの抗議

しかし、かかる台湾当局の対応はルジャンドルを強く刺激することとなった。ルジャンドルは混血系住民を問題視する書簡を台湾当局に5月3日付で出していたが、その返信が6月22日ついに届いた⁴⁸。この返信では、派兵時に兵營が設置可能な地点と進軍時の経路の調査を命じた呉本杰の結果報告を引用し、亀仔角社は瑯嶠よりなお数十里もあり、通事すら存在せず、水陸の交通も不便なため偵察困難であるとされていた⁴⁹。さらに、「アメリカ人が殺されたのは中国の領土や海域ではなく、野蛮人が占拠する地域においてである。それゆえ条約は全く適用できない。…（略）…野蛮人の土地は、我が国の支配の限界内になく、我が軍隊はその地域で軍事行動を行えない」として、事件が清朝の管轄外にあることも明言されていた⁵⁰。その結果、犯人を「中国人」と見なして条約上の責任を追及したいルジャンドルと真っ向から対立することになったのである。

ルジャンドルはこの返信を受け取った当日再び書簡を送り、「極端かつ形容しがたいくらいに失望」していると抗議した。そして、台湾当局はアメリカ海軍の協力申し出を拒否してきた以上、「ローバー号は中国海域で座礁し、その乗組員は中国の領土で殺された」という理解を疑っているようには全く見えなかったと反論した。さらに、救出活動がそもそも行われていないとして条約遵守を強く要求し、その上で、台湾海峡を航行する商船にとって緊急時に避難可能な地が台湾南端では南湾より外に無い以上、「天然の避難所として」の南湾が「当地にはびこる無慈悲な群れから隔離されるよう配慮することが、文明的諸国民に対する法とな」と述べ、「もしも貴国政府がそれを行わないならば、貴国政府は当地に統治権を持たないあるいはその任務に不適格だという理由を以て、外国諸勢力が本件について自ら取り上げなければならなくなるだろう」として、他国による南湾植民地化を支持する意向も示した⁵¹。

議論はさらに、原住民地域への主権行使の阻害要因にも及び、清朝政府は原住民地域を「文明諸国民」から隔離しつつ、樟腦の専売権をごく少数の「中国人商人」にだけ付与することで利益

を上げてきたと指摘した。そして、「だからこそ中国政府とフォルモサの原住民との関係は、合衆国とインディアンとの関係より同調的であった。そして「そうした諸事実」こそ、最も心地よいやり方で過去200年間にわたり、当地における領土主権と領土支配を持つことを要求してきたのである」と皮肉を込めて主張した。ここでは、原住民を「化外」とする清朝の態度を直ちに領有権否認と見なすのではなく、逆に原住民の「野蛮性」は清朝当局の利権独占のために維持されてきたのだと考えられている。ゆえに原住民地域は恣意的な「化外の地」であるにすぎず、「人口としては中国のものでないとしても、事実としては中国のものとなる」として、やはり「中国領」と認識すべきであると結論付けた。だからこそ犯人処罰についても、「原住民によって占拠されている土地が、中国の行政の管轄内になくとも、またそこで犯された犯罪の犯人が中国人であろうと原住民であろうと、中国はその犯罪を処罰できるし、処罰すべき」であると述べ、あくまで清朝政府が天津条約の枠内で事件の責任を負うべきであると主張したのである⁵²。

この抗議書簡は7月18日に劉明燈の元に届いた⁵³。アメリカ軍遠征失敗の報告がすでに届いていたため、劉明燈のこのときの関心は、ルジャンドルがそれをどう書いてくるのかという点にあった。だが遠征に言及した箇所は全く無く、劉明燈にとってこの抗議文は、遠征失敗の話題を故意に避け、台湾当局の6月3日付書簡にのみ「紛紛詰難」してきたものでしかなく、しかもその語調は「語恫喝多シ」、すなわち脅迫まがいのものに見えていた。劉明燈はルジャンドルの意図が「殊ニ不可解ナリ」として理解できず、その結果返答は出せずじまいに終わった。

3. 遠征の決定と出発

7月18日、台湾当局との諸書簡の写しが、ルジャンドルから福州の呉棠・李福泰に送られて来た⁵⁴。またルジャンドルは福建当局に、①中国政府が諸措置を早急に講じること、②それらの諸措置が実施されたことを確認できるよう手配すること、③台湾の先端部に駐屯地を設置し、当地を徘徊する「野蛮人」を当地より排除すること、の三点を要求した⁵⁵。福州当局が台湾当局の対応を従来支持していたのは既述の通りだが、ここに至ってその考えに微妙な変化が生じはじめていた。7月25日付ルジャンドル宛回答では、「それは中国人とは見なされない野蛮人によってなされたものであり、彼らを逮捕することは容易ではないが、なおそれは行われなければならない。その土地は誰のものでもないがゆえに無視されるべきだと言われてはならない」⁵⁶となっていた。原住民を「華民」としたいルジャンドルとはなお相違点が見られるが、天津条約の適用拒否という従来の路線には明らかに修正が施されている。

この修正はおそらく総理衙門の意向を踏まえたものだったと思われる。総理衙門は呉棠に、「生番ハ法律ニテ能ク繩スルニ非ズト雖モ、其地ハ^{きは}究ムルニ中国地面ニ係ル。該国領事【アメリカ領事】等ト弁論スルニ^な仍ホ中国版図ニ非ザルノ説ヲ露出シ、以テ洋人ヲシテ生心セシムルニ致ルベカラズ」⁵⁷と伝達していた。総理衙門はアメリカの領土的野心を警戒し、原住民居住地域を「中国地面」、すなわち自国領内として問題解決を図るよう呉棠に促していた。その結果福建当局は、派兵実施と生存者救助、遺体奪還、犯人処罰を行うよう台湾当局に命令を急送し、さらに現地情勢に明るい前署台湾鎮曾元福や、民心掌握に優れていたという署台防同知王文榮の派兵同行を指

示し⁵⁸、生存者の身柄と被害者の遺体の引き取りのための渡台をルジャンドルにも求めた⁵⁹。

ただ、ルジャンドルに遠征軍への指揮権は無く、傍観者としてその亀仔角社攻略と南湾占領を見物することができるに過ぎなかった。南湾占領の具体的内容を事前に明確にするため、ルジャンドルは8月16日、呉棠に書簡を送り、五六百名の兵力による南湾の恒久的軍事占領と文官の設置を要求した⁶⁰。呉棠は事件解決後の問題については慎重な態度を崩さず、「遠征終了後に友好的に解決されるであろう」という曖昧な返答を行うのみであった⁶¹。しかしながら、これを除けば呉棠の対応は敏速かつ積極的であり、ルジャンドルは好感を覚えていた。そして、こうした福建当局の対応を賠償金獲得の好機とも見なし、それはアメリカの東洋での名声を高めうるものと考えていた⁶²。そこで南湾問題については棚上げして、渡台要請を受け入れることにした。

8月24日に福州を発ったルジャンドルは廈門を経由し⁶³、9月6日に台湾府に到着した⁶⁴。福建当局より瑯嶠への派兵が命じられていた遠征軍は、台湾南部での閲兵の時期に合わせる形で10日の出発を決めており、先発隊は既に台湾府を離れていた。そして本隊も予定通り10日に台湾府を出発、ルジャンドルもこれに同行し15日に枋寮に到着した⁶⁵。しかし、枋寮以南は台湾山脈南端が海岸まで伸びた地勢となっており、道らしい道も無い有様だった。海路も季節風の影響で航行困難であり、この時期の瑯嶠は交通が遮断された陸の孤島のようになっていた。そこで劉明燧は山地での道路建設を決定し、遠征軍は枋寮で小休止をすることになった⁶⁶。

第4節 瑯嶠におけるピッカリングの行動について

1. ハント夫人遺骨収集と龍鑾社漢化の問題

さて、枋寮滞在中ルジャンドルは、ハント夫人の遺体搜索のため瑯嶠を訪れていたピッカリングと遭遇する。ここでまず、ピッカリングのそれまでの瑯嶠での足跡について触れておきたい。

アメリカ海軍の遠征後、ピッカリングは打狗にいた。その頃、ハント夫人の遺族であるジェームス＝ホーンが瑯嶠を一ヶ月以上も搜索していたが結果虚しく、7月30日には搜索を打ち切り打狗に帰還していた。打狗で再起を図りたいホルンにとり、ピッカリングの存在はまさに打って付けで、ホルンは搜索への同行を要請、ピッカリングはこれを快諾し、両人は8月3日に打狗を出て翌日社寮に到着、5日には客家系集落の保力に向かった⁶⁷。保力に着くと、遺骨や遺品が亀仔角社隣の龍鑾社にあると聞き、ピッカリングらは龍鑾社に向かうべくまず混血系集落の大樹房を目指すこととし、案内人を保力で雇ってから7日に出発し、翌日大樹房に到着した。そして、ここで遭遇した閩南語の通じる龍鑾社民3名から、遺骨が龍鑾社の元にあることが告げられた。そこで龍鑾社へ向かい遺骨を持ち帰ろうとするが、返還のための身代金交渉が難航する。再三の交渉の末ようやく合意には達したが、高額な身代金を支払うのに現金が足りず、全額が支払われるまでは、ホルンが瑯嶠に残り、さらに龍鑾社には漢人系住民1名を、さらにこの漢人に別の漢人系住民1名を、それぞれ保証人として立てることで合意し、ついに返還が実現されるに至った⁶⁸。

ただ、龍鑾社の目的が身代金獲得のみであったわけではない。ピッカリングは龍鑾社で、龍鑾社と亀仔角社とは無関係であり、しばしば後者の攻撃にすら曝されていると聞いていた。また、

大樹房で出会った龍鑾社民も、龍鑾社は漂流民救助の経験こそあっても殺害したことは無く、ベルの遠征時も「ローバー号乗組員の問題に以後巻き込まれていくのではないかと大変恐ろしかった」と述べていた⁶⁹。身代金金額の合意後においてすら、龍鑾社は遺骨返還に消極的であり、こうした態度は、この合意が「彼ら【龍鑾社】が事件について最後に耳にする」ことであること、そして「あの恐ろしい“蒸気船”が再来した暁にはピッカリングとホルンはその被害から彼ら【龍鑾社】を守る」ことの2点をピッカリングが言明するまで続いたという⁷⁰。龍鑾社はアメリカ軍再来を警戒し、言わば人質のように遺骨を手元に置くことで自衛を図ろうとしたのである。

ところで龍鑾社は人類学的には、漢人に「瑯嶠下十八社」と称された「パリリヤリヤオ」のスカロ首長家4家のうち、第4位の家格(所謂「四股頭人」)に当たるロバニヤウ家の下にあった集落とされている⁷¹。しかし紙村徹は「残忍なスカロ戦士」の認識につき言及し、「1867年の時点で果たして龍鑾社所属の戦士が、ことさら残忍であったとは大いに疑問である。むしろ龍鑾社の住民はほとんどマカタオ系の「熟蕃」であったのではないか?かれらがこの時点で首狩りの習俗をもっていたとは考えられない」⁷²と論じたことがある。閩南語に通じた住民の存在だけでなく、仏教信仰の記録まであることからしても⁷³、当時の龍鑾社の漢化は既に少なからず進んでいたのではないだろうか。龍鑾社がアメリカ軍再来に対して見せた(演じた?)恐怖心もまた、スカロの好戦性は同時代的なものではないことを示唆しているものと思われる。瑯嶠の原住民の問題は、「原住民や否」という二元論的枠組みではなく、パリリヤリヤオ内部の多様性を看過しないためにも、混血系住民や漢人系住民との連続性の中で捉えなおす必要があるだろう。

2. バターン諸島漂流民救出

さて、遺骨返還交渉の際、大樹房に身元不明の漂流民が1名滞在していることが判明した。この漂流民は当初、他の仲間と台湾東岸に流され当地で上陸を試みたが、現地原住民の銃撃に遭い1名が射殺されたため、上陸地点をやや南方の猪臘東社付近の海岸に移したところ、トーキトクの義弟である聾啞の男の保護を得るに至った。しかし、猪臘東社住民が漂流民の首級をあげることを求めたので、この男の家に漂流民が匿われる日が続いていた⁷⁴。ピッカリングはこのうち、意思疎通可能な者を求めて大樹房に送られた漂流民に遭遇したのである。そして、ピッカリングはこの漂流民とのコミュニケーションをとることに成功し、彼らがバターン諸島に住むキリスト教徒であることを知った。解放に尽力することを漂流民に約束したピッカリングは、社寮に11日に戻った後、打狗のイギリス領事館に向かう⁷⁵。

しかし、17日に打狗より戻ったピッカリングは資金調達に失敗していた。18日に大樹房で、ハント夫人遺骨引渡しに伴う身代金残額の清算を行った後、ピッカリングはトーキトクとの直接交渉実現のため猪臘東社への案内人を探すが、亀仔角社付近を通らねばならないことや、万一の事態が生じた時に責任を負いたくないことを理由に断られ続けてしまう⁷⁶。さらにピッカリングはここで亀仔角社女性数人にも会い、猪臘東社への道案内を求めると、やはり断られる。その理由をこの女性たちはこう説明する。まず、ベルの遠征後亀仔角社では、①作物が野生豚による被害を受けた、②住民1名が鯨に噛み付かれた、③内紛のため2名が死亡した、といった不祥事が

相次いだ。亀仔角社ではかかる悲劇の原因を、アメリカ軍が亀仔角社壊滅のために残した「邪気」に求め、あらゆる白人に復讐を行うこととした。そのため、道案内も拒否したとのことであった⁷⁷。

結局ピッカリングは猪臘束社へ行くのを断念し、漂流民1人当たり7ドル（墨銀）の身代金を提案する使者をトーキトクに送った。しかし、この使者が23日に持ち帰った返答は総額400ドルであった。ピッカリングはあまりの高額に、25日に原住民女性1名を使者として派遣し、200ドルの再提案を行った。その後27日に戻った使者は、聾啞の男に面会した際、漂流民の存在が「厄介の種」になりつつあるので、かかった費用さえ支払えば、その実いつ解放しても良いと漏らしていたと伝えた⁷⁸。首長家の漂流民保護には身代金獲得の狙いがあったという指摘がすでになされているが⁷⁹、思惑通りに身代金交渉が進まぬ状況に、猪臘束社首長家は痺れを切らしていたのであろう。だが、当時スパイだと疑われていたピッカリングらに対し、トーキトクは強硬な対応に出る必要があったため、最終的にはなんと500ドルを要求し、400ドル以下では解放はありえず、300ドル未満ならば漂流民を殺害する可能性もあると返答してきた⁸⁰。

それでは身代金はなぜかくも高額だったのか。この背景にはまず客家系住民の存在がある。当時瑯嶠の客家系住民は原住民地域に近い山間に居住することが多く、通婚や交易を通じて緊密な関係を維持していた。客家系集落は福佬系住民を襲撃した後の原住民を匿ったりしたため、両者の抗争は福佬人と客家との軋轢の原因にまでなっていた⁸¹。トーキトクの身代金設定の際も、客家系住民が、分け前に与るのを前提に、高額を要求するようトーキトクに勧めていたという⁸²。

ただし、かかる身代金要求が全て客家系住民の教唆によるものだったと単純化することは勿論できない。ルジャンドルの観察によれば、猪臘束社の貨幣需要は交易での利用が目的ではなく、埋葬品としての利用が目的であったことも、高額な身代金要求の要因となったということである⁸³。しかし、埋葬品目的で貨幣が必要されるのは、そもそも貨幣が富や権力の源泉であると理解されているからにはほかならず、畢竟それは貨幣の持つ広範な交換価値が理解されているからにはほかならない。したがってトーキトクのみを貨幣経済の埒外に置いて考えるのはいかにも不自然である。牡丹社も交易で利益をあげていたという記述もあり⁸⁴、その上で龍鑾社の漢化の進展をも踏まえれば、程度の差こそあれ、やはりパリリヤリヤオ全体に貨幣経済は浸透しつつあったと見るのが妥当であろう。そして、こうした点にもトーキトクの高額要求の動因が求められるはずである。

さて、8月19日にピッカリングは、車城・保力の両集落が、車城南方の原住民撲滅を目的とする官兵8500名の遠征に関する清朝当局声明文を受け取ったことを知る。この声明文は客家系住民によってトーキトクにも通知され、戦闘準備に入るよう促される。というのも、客家系集落の保力では当時銃器製造が盛んで、この声明は客家系住民にとって製品を原住民に売り込む商機となったからだ。ルジャンドルは言う⁸⁵。だが一方、官軍遠征の情報は、トーキトクの漂流民への態度も硬化させ、漂流民は監禁状態に置かれ待遇は悪化していた。事態を伝え聞いたピッカリングは要求金額の500ドルを渋々受け入れ、借金によって調達した身代金を従来と同じ原住民女性経由でトーキトクへ支払うこととした。こうしてバターン諸島漂流民問題の交渉は合意し、漂流民の身柄が引き渡されるに至った⁸⁶。

3. 官軍遠征への対応

漂流民問題の解決後、ピッカリングらは官軍遠征に対する原住民の動向を探るため保力に向かった。二人は保力で、徹底抗戦の同盟がパリリャリャオの間で結ばれたことを、そして万一遠征軍が到来した場合の対応につき、瑯嶠住民と原住民とが保力で会合を開くことを知った⁸⁷。

官軍遠征の情報は瑯嶠社会に動揺を与え、福佬系村落の車城の首領がまず9月8日にピッカリングを訪問、まずトーキトクと面会したうえで、①アメリカ人と「中国人」との間で和平交渉を始めるべきだと主張すること、②枋寮以南に入らないよう遠征軍を説得すること、③どんなことがあっても官軍を車城に入れないこと、以上3点を行うことが正当化できる言質をトーキトクから得て来るようピッカリングに求めた。そして、「中国の兵力が現在進軍中の地点で停止するという保証がもしも与えられるならば、原住民の頭目に、今後の漂流民殺害を行わせないという約束を求めるのも不可能なことではない」と主張し、その約束の保証人には瑯嶠住民が当たると説明した⁸⁸。

助力を約束したピッカリングは、現在ピッカリングとの面会を拒否するトーキトクが早く面会を許可しなければ、官軍が到着してしまうことを、またイギリス領事館と掛け合うため打狗に行く必要があることを答えた。その結果、トーキトクに直接使者を送ることは不可能なので、トーキトクと関係がある客家系漢人の首領である林阿九を呼ぼうという話になり、同日両者の会談が実現、林阿九は車城人首領より提案された和平案——遠征中止と交換にパリリャリャオが外来者を以後殺害しないことに合意させる案——に賛成した⁸⁹。

ルジャンドルの記述によれば、当時客家系漢人は原住民には抗戦を煽る一方、劉明燈の買収工作の際には、原住民関連情報を漏らしており、遠征終了後には再度金銭が支払われ、以後優遇されることが約束されていたという⁹⁰。こうした二重外交的手法の根底にあったのは、官軍遠征の声明は威嚇に過ぎず、本格的な遠征は実現するはずがないという見積もりであった。だが、大規模な遠征が本当に実現しつつあった。二重外交の発覚を恐れる客家系村落が和平案を積極的に働きかけたことには以上のような背景が存在していたというのがルジャンドルの分析であった。ただ林阿九は、瑯嶠一帯の住民全てが和平案に積極的に協力するはずだとも述べていた⁹¹。これは当時の瑯嶠住民が、官軍は原住民に最終的には勝てないを見積っていたことと関係している。官軍遠征に困惑する現地住民の様子をピッカリングは以下のように記している。

この見通し【官軍南下の見通しのこと】によって、中国人入植者の間には非常な動揺が生まれた。彼らは私【ピッカリング】を呼び入れ、「助けてくれ」と懇願した。彼らは以下のように主張した。「我々には官人に支配されたいという願望は無い。中国兵に関して、彼らがどんなものかあなたも知っているだろう！彼らは【何でも食い散らかしては去って行く】イナゴよりも質が悪い。万一我々が彼らの言うことをよく聞けば、彼らは我々の所有するものを全て取り上げてしまうだろう。一方、もしも我々が彼らのために補給品を見つけてやろうとしなければ、彼らは村の女を奪い、そして我々を殺してしまうだろう。それに彼らが野蛮人どもを相手に戦いをやり抜くことなど決してありえない。彼らは最終的には尻尾を巻いて

逃げてしまうだろう。そうなったら、野蛮人どもは弁髪を下げる我々全員に復讐するだろう。我々の灌漑用の水は彼らに止められるだろうし、我々の命でさえも昼夜ともに安全ではなくなるだろう。」⁹²

原住民は形勢不利になった場合も、山中深く撤退することで決定的な敗北は回避しえた。官軍が追撃を断念し撤退するのを待ち、再度戻って来れば良いだけの話なのである。また、この遠征の成否を問う以前の問題として、遠征軍の到来自体、住民が略奪されるであろうことを意味していた。官軍撤退後には、原住民に協力しなかったかどで、瑯璫住民自身が原住民の報復の対象となることも予想され、いずれにせよ最終的な被害者は他ならぬ自分たちなのであった。そこに客家系住民のみならず、瑯璫住民が揃って和平工作に積極的になる理由が存在していた。

では、その報復とは具体的に何を指すのか。上述の引用文によれば、山中の原住民によって灌漑水路がその上流で止められてしまうとある。瑯璫に注ぐ水路の多くはその上流を山中の原住民に握られていた。『恒春県志』（巻十六、水利）には例えば以下のような記載がある。

車城清港溪、県城西ノカタ十二里ニ在リ。牡丹、加芝来等ノ番山ヨリ源ヲ発シ、石門ニ於テ会ス。——（略）—— 歴年 愈 沖ゲバ 愈 坍レルナリ、近日溪流ノ荘ヲ距ツルコト半里ニ及バズ。地ハ沙性ニ係リ、水勢洶湧タレバ、廬舎荘基ハ岌岌ト危フカル可シ。⁹³

車城清港溪は護岸が不十分な上に地質も柔らかかった。これはこの水路に限った問題ではなく、『恒春県志』の巻十五（山川）や巻十六（水利）によれば、恒春半島を流れる少なからぬ水路に同様の問題が存在していた模様で、季節によって水量に著しい変化が見られることや、地質が砂がちであったことが記されており、その護岸作業は難儀なことであったものと思われる⁹⁴。それゆえ、万一原住民と問題が生じて人為的に水路が破壊されれば、下流域は大混乱に陥る危険があったわけで、瑯璫住民はこうした事態を恐れていたのであろう。

ただここで留意しておくべきなのは、こうした水路の破壊行為を原住民の感情的暴挙と安易に結論することは出来ない点である。すでに論じたように、パリリヤリヤオ各首長家にとって、下流域の漢人系住民や混血系住民は領民として認識されており、しかもその領域には耕地のみならず溪流も含まれていた⁹⁵。したがって、灌漑用水の破壊による報復行為が行われたとしても、それは領主の領民に対する懲罰として、各首長には解釈されていたと思われるのである。

それでは、現地住民は和解工作の成功の可能性をどう見積もっていたのか。ピッカリングが現地で聞かされていたのは、「野蛮人は銃や弾薬、食塩を我々に完全に依存している。それゆえに、原住民たちを承服させることが難儀だとは思わない。」ということであった⁹⁶。ここで、海岸に住む平地住民に原住民が食塩を依存するというのは理解できるが、銃や弾薬を依存するとはどういうことか。陳宗仁は、遅くとも 18 世紀前半以降漢人系住民と原住民との交易において、銃器がその商品的価値を保ち続けてきたと論じている⁹⁷。銃器交易の停止は、軍事的影響以上の影響を与えるができ、そこから原住民の譲歩を引き出すことが容易であると考えられたわけである。

以上のような思惑を背景に、9月11日には保力で福佬系と客家系の両代表とピッカリング・ホルンが会談した。最終的にピッカリングは、調停者として行動することの同意をキャロルより得るため、翌12日に打狗に行くことを決定した。ピッカリングらは原住民地域を通る陸路での北上を周囲の反対を押し切る形で決断し、救出したバターン諸島漂流民を連れて瑯嶼を離れた⁹⁸。

一行は枋寮に無事に到着した後、漂流民を清朝側に引き渡し、ホルンは打狗へと帰還していった。ピッカリングはここでついにルジャンドルに遭遇し、漂流者解放のために金銭を使い果たしたと告げた。ルジャンドルはピッカリングが打狗に今向かうのは遅きに失したものと答えたうえで、①遠征実現のために遭遇した困難を考えると、遠征を継続させたいと考えていること、②遠征中止による悪影響が憂慮されること、の2点を理由に、遠征中止はありえない旨を告げた⁹⁹。ピッカリングの遠征中止要請は南湾占領を望むルジャンドルに受け容れられなかったのである。

なおルジャンドルは、遠征を継続し原住民の軟化を軍事的圧力で引き出すという自身の構想にピッカリングも従ったと後日記している¹⁰⁰。しかし筆者は、ルジャンドルが殺害者処罰をそれまで一貫して要求する一方で、和解について全く言及したことのない経緯を踏まえると、このルジャンドルの記述には違和感を覚える。ピッカリングも、「意外な和解案」を前にルジャンドルは「もしもそのような協定が実現できたら非常に喜ばしいと断言」したと自伝に記している¹⁰¹。実態としては、約定での平和解決しかないとする瑯嶼住民の考えをルジャンドルがこの時受け入れた経緯を、「台湾通」と評されるに至った以後のルジャンドルが再解釈して、以上のように書き記したと考えるべきであろう。

その後、ピッカリングは遠征軍本営を訪れ、和解による開戦回避の提案を行った。その結果、ピッカリングがこれを実現できるのならば、遠征軍は車城には進軍せず、またその実現への援助も行うとの回答を得た。これは、不慣れな現地の気候とそれに起因する風土病に遠征軍が悩まされていたことと関係していた。劉明燈はピッカリングに対して、「我が勇士たちは中国北方から集結した者ばかりで、こうした気候に長くは持ちこたえられない。熱病で死んでしまう者がもう出始めている」と認めていた¹⁰²。劉明燈自身は戦意十分なもの、わずか一ヶ月半あまりの全日程で八分の一の兵が戦わずして病死した過酷な状況は¹⁰³、以後の劉明燈の対応に影差すこととなった。

第5節 約定の締結と問題の解決

22日に遠征軍は枋寮を発ち、23日に無事車城に到着した¹⁰⁴。到着後、劉明燈は軍勢を車城の郊外に駐留させ、車城の城内に本営を構えた。また、ルジャンドルは町外れに滞在地を求めた。その理由は、一つには人口が密集する車城での伝染病感染を恐れたため、もう一つには漢人と原住民双方の情報が正しく入ってくると考えていたためであった¹⁰⁵。

遠征軍の到着当日に、遠征目的が亀仔角社壊滅にあるという声明が発表された。ルジャンドルの描写によれば、声明発表後、「中国人住民と混血系住民からなる代理人」が、原住民によって劉明燈の元へ当日派遣され、ローバー号乗組員殺害に対する後悔と反省の意を述べ、劉明燈が同意するのであれば、再発防止の約定を結ぶ用意があり、またこの「代理人」自身が、その約定の保

証人になる意思があることを説明したとある¹⁰⁶。約定を結んで和解を図ろうという話の内容は、ピッカリングが瑯嶠で車城や保力の首領から聞いていた提案と同様で、現地住民のこうした素早い対応は謝罪と約定による解決案で現地では既に意思統一されていたことを窺わせる。

さてその一方、劉明燈は車城到着後に現地の調査を命じた結果、原住民各集落の同盟関係は亀仔角社の圧力によるものにすぎず、トーキトクを通じて同盟を解散させた後に亀仔角社を攻撃すればさほど困難はない、との報告を受けた。戦線拡大を憂慮する劉明燈は、亀仔角社孤立化のためにトーキトクとの和解を考え、原住民各集落へ懐柔工作を行うよう指示を出した¹⁰⁷。

またピッカリングと台防理番同知王文縻は遠征軍 200 名を率い、和平提案伝達のため猪臘東社に向かう途中、平埔族集落でトーキトクの代理人と面会することとなった。ピッカリングらは、ルジャンドルは開戦に意欲的であり、ただピッカリングの意見を尊重して、2・3 日だけ開戦を遅らせることに同意しており、その間にトーキトクの側が行う提案に耳を貸す用意があると伝えた。しかし、この代理人の回答が強硬なものであったため、今度は王文縻が、一度開戦すれば殲滅戦になると警告した結果、保力でトーキトクと面会する約束を取り付けるに至った¹⁰⁸。劉明燈はこの報を受けるや、公式に進軍中断を要請されれば応じる旨をルジャンドルに伝えた。

そこでルジャンドルは「骨を折るだけの空しい復讐を断念することは、合衆国の寛大な政策にも完全に合致している」と直ちに告げ、遠征行動の中止を劉明燈に要請した。そして、問題解決のためのアメリカの要求として、①トーキトクらパリリャリャオ各首長に会い、謝罪と将来の安全に対する保証を直接受けること、②清朝当局は瑯嶠から大樹房までの漢人住民及び混血系住民の誓約書をルジャンドルに渡すこと、③ハント夫人遺体回収時のピッカリングの出費の返済を原住民に求め、遺品回収になお尽力すべきこと、④最終的には要塞化することになる見張り所が南湾に建設されること、の 4 点を挙げた。劉明燈はこの 4 点を基本方針とすることに同意、ピッカリングと王文縻の根回し通りにトーキトクとの会談の場を 3 日以内に保力で設けることを約束した。しかし、会談予定日の前日になって、ルジャンドルは合意事項の書面化を劉明燈に突如要求、その回答を待って会談に臨むと主張したため事態は暗転する。トーキトクはこの時すでに原住民 600 名を率いて保力でルジャンドルを待っていた。しかし、劉明燈からの回答が無いことに不満を抱いたルジャンドルは会談の回避を決定し、保力には行かない旨を伝えるべくピッカリングを保力に派遣した。事態の変化を知ったトーキトクはそのまま保力を引き払ってしまった¹⁰⁹。

会談の不成立は、遠征軍とパリリャリャオとの大規模な開戦を意味していた。というのも、そもそも原住民の官人への不信感は強く、清朝側がトーキトクとの直接交渉に臨むのは不可能だったからである。士気低下に悩んでいた遠征軍が全面戦争を回避するためには、第三者のルジャンドルらを担ぎ上げて間に挟むしか方法が無かった¹¹⁰。そのため劉明燈はやむなくルジャンドルの要求を受け入れ、トーキトクとの会談の場を再度用意したいとルジャンドルに「懇請」した¹¹¹。

10 月 10 日、2 人の会談が火山という場所で実現した。ルジャンドルはピッカリングや漢人系集落の首領らとともに、200 名の住民を従えて一行を待つトーキトクとの会見に臨んだ。この場で、トーキトクはローバー号事件につきまず謝罪した。そして、今後漂流者は赤い旗を掲げつつ上陸するならば、パリリャリャオより危害を加えられることなく漢人系住民へと引き渡される

と述べた。また、見張り所建設の問題についてだが、清朝との接触を嫌がるトーキトクは原住民地域での建設に反対し、混血系地域での建設を提案、ルジャンドルもこれに同意した¹¹²。

会談は45分にも満たなかったが成功裏に終わった。短時間で終了した背景には遠征軍進軍による圧力があつた¹¹³。ただ、十分な根回しがあつたことも指摘しておくべきである。ピッカリングは瑯嶠到着後、一足先にトーキトクを訪れ、互いの血を混ぜ合わせて飲む義兄弟の契りを行うことで仲介者の役割を買って出ている¹¹⁴。トーキトクとルジャンドルとの会談を設定できたのもピッカリングや王文繁の尽力があればこそである。また記録には現れてこないが客家系住民の重要性も見逃せない。さらにすでに述べたように、劉明燈も原住民各部落に人員を派遣し懐柔を図っていた¹¹⁵。軍事的圧力だけでなく、こうした和解のための水面下の動きが短時間の交渉妥結を導く要因となつたと考えてよいだろう。

会談終了後、ルジャンドルは見張り所建設地となつた大樹房を視察した後、瑯嶠に戻つた。残つた問題は瑯嶠住民の(原住民の約定遵守を保証する)保証書と見張り所建設問題の解決のみとなつていた¹¹⁶。しかし一方、遠征軍は10月12日に亀仔角社付近の亀鼻山に進駐、亀仔角社への圧力を強めていた¹¹⁷。そもそも劉明燈にとり、ルジャンドルとの和睦は亀仔角社原住民を孤立させるための手段でしかなく、トーキトクとの「和睦」と亀仔角社との開戦とは矛盾するものではなかつたのである。

しかし、開戦すれば、結んだばかりの約定を御破算にする危険が高かつた。南湾占領恒久化の問題も台無しになるだけでなく、官軍撤退後に原住民の報復活動が始まることも確実であつた。遠征軍の行動は一つの障壁となつてしまつていた。そこでルジャンドルは劉明燈に書簡を送付し攻撃の中止を要請、あわせて遠征軍が建設した砦を壊さずに保存するよう求めた¹¹⁸。さらに翌日の14日にルジャンドルは劉明燈を訪問し、遠征軍の攻撃中止を重ねて要求した¹¹⁹。

劉明燈は15日に、撤兵の決定をルジャンドルに通知した¹²⁰。その通知には、約定に関する現地漢人系住民と混血系住民の保証書も添付されていた。しかし、懸案の見張り所建設問題については、「法によれば、軍隊により建設された要塞設備は、その帰途、全て破壊する必要がある」とルジャンドルの要請を拒否していた。ただ、上級機関の命令があるまでの暫定的妥協案として、仮見張り所の設置と、そこに兵力100名と砲台2尊を残すことを回答して来た。そこで、ルジャンドルは大樹房に建設されたというその仮見張り所を見学した。その実、現地の兵力は100名もいなかったが、大砲の数が予定より多くあつたため、「目をつむろうという結論」を下した。そして最後にローバー号の遺品とハントの妻の残りの遺骨が劉明燈から返還された¹²¹。

22日、遠征軍はついに撤退を開始し、翌日瑯嶠に到着した。ルジャンドルも同22日夜に現地を出発し、30日には厦門に到着した¹²²。ルジャンドルの「平和的解決」は、その後ベルやアメリカ代理公使ウィリアムズの賞賛を浴び、ルジャンドル自身も国務省に対して、今回の一件がアメリカの威信増大に寄与したと自画自賛してみせた¹²³。以後、ルジャンドルは「台湾通」として、列強の台湾政策、ひいては日本の台湾政策について大きな影響を与えていくこととなつたのである。

おわりに

かつて伊能嘉矩は、事件解決過程におけるルジャンドルの行動についてこう記した。

番人も亦之【清朝遠征軍】に対して、殆ど傲然として畏敬を闕くを免かれず。到底終局の目的を完うするを得べからざるを認めしより、リゼンドルは決然果斷を以て獨力單行し、之を處理することゝし、且従前示威の手段を持したるを易へ、主ら平和の妥協に依るに改め、通譯及び嚮導六人と俱に、此方面の一部群の牛耳を握りつゝある、大頭目トゥケトゥク・ジャガルジグリ^マ（卓杞篤^マ）と会見す。¹²⁴【傍点筆者】

伊能は清朝遠征軍の軍事的優勢を否定することを媒介にして、ルジャンドルの交渉手腕を強調する。ルジャンドルへの高い評価は、学術論文で初めてルジャンドルを論じた庄司萬太郎も共有している。庄司は、清朝の消極的姿勢ゆえにアメリカ海軍が派遣されたものの、それが失敗に終わったことで、「彼は大膽にも單身蕃地に入り、同年十月、遂にテラソク社の大頭目トケトグと白人に有利な條約を締結した。【傍点筆者】」と論じ¹²⁵、伊能と同様に、ルジャンドルの勇猛果敢な交渉術が問題解決に寄与していることを強調した。

このようなルジャンドル評価は戦後も継承されており、例えば英修道は

清国の台湾府史に討蕃を交渉したところ積極的態度でないのみか寧ろ彼に解決方を「推諉^マ（その措置に委せて責任を回避^マ）」したので、ル・ジャンドルは自ら清国兵八百を率ゐて蕃地に赴き南部十八蕃社の酋長トキトグと談判し、今後米国人は勿論西洋人に対し暴挙を加へないことを約せしめた。¹²⁶

と述べた。さらに近年においてもルジャンドルは、「自ら軍人を率いて現地に渡り交渉解決した人物¹²⁷」「原住民の首領トキトクと直接難破船保護の約を結んだ台湾通¹²⁸」という評価が与えられている。

小論では以上のようにルジャンドル一人の功とされるローバー号事件解決につき検討した。ルジャンドルは確かに、南湾安全確保のための現地軍事占領と、殺害者即ち亀仔角社の処罰を求め、それを受けて遠征は実現した。しかし、軍事占領の議論が合意に達せぬままの遠征決行であったため、亀仔角社「征討」を唯一の任務とした劉明燈との間には温度差が存在した。かかる矛盾は、トキトクとの約定締結を柱とする現地住民の和解案を容れた後の行動の中にも現れた。ルジャンドルは以後処罰を放棄し、南湾占領問題へ傾倒していった。しかし劉明燈は、パリリヤリヤオの同盟切り崩し行為として和解を理解したため、亀仔角社攻略についてはその手を緩めるどころか、むしろ圧力を強めた。劉明燈の対応は少なくとも消極的と言えるものではなく、「推諉^マ」とは些か語調が過ぎるであろう。劉明燈自身は戦意十分だったのはルジャンドルやピッカリングも

認めるところであった¹²⁹。ただ、劉明燈は自軍の病死者続出の情況に悩まされた結果、戦線の拡大を防げる和解を受け入れたのであった。一方のルジャンドルは、清朝遠征軍への不満ゆえというよりは、遠征成功の見込みの薄さより和解を選択せざるを得なかった。こうした同床異夢の和解はその後、見張り所（のち灯台）建設問題の紛糾の種を蒔くこととなる。

さて、ルジャンドルが和解策に転じた遠征成功の予測につき、関連情報は瑯嶠住民より得ていた。当時瑯嶠には、福佬系・客家系両漢人のみならず、原住民と漢人との混血系住民なども存在した。その各々が小作人として、通婚者として、または交易者として、パリリヤリリヤオと様々な形態の関係を持ち、それはパリリヤリリヤオ自身の漢化の問題にも反映された。貨幣経済浸透に伴う漢化の進展で、「好戦的」というスカロ首長家の昔日の影は失われつつあり、漢人住民側は武器や塩の交易停止などの手段で妥協を引き出すことができた。和解成立の問題を瑯嶠現地の角度から見たとき、その背景にパリリヤリリヤオ自身の変容があったことは無視できない。

ところが従来のローバー号事件研究では以上に述べたように、現地社会の関与はあまり関心を集めることはなかった。とりわけ日本のローバー号事件記述においては無視されてきたと言っても差し支えない。そしてその一方で、ルジャンドルの「交渉能力」を強調した言説が普及していたわけだが、これはその後の台湾事件にルジャンドルが大きく関与したことと無縁ではないことは容易に予想される。この問題については、紙幅の都合により稿を改めて論じたい。

注

- 1 黄嘉謨『美国与台湾』、台北、中央研究院近代史研究所、1966年。Sophia Su-fei Yen, *Taiwan in China's Foreign Relations, 1836-1874* (Hamden, Shoe String Press, 1965). George Williams Carrington, *Foreigners in Formosa 1841-1874* (San Francisco, Chinese Materials Center, Inc., 1977).
- 2 伊能嘉矩『台湾文化志』下巻、刀江書院、1965年（1928年初版）、136-142頁。
- 3 例えば、荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、1988年）。中村質『近世対外交渉史論』（吉川弘文館、2000年）。また、春名徹も従来より積極的に関連論文を発表している。例えば、同『近世漂流民送還制度の終焉』（『南島史学』第65・66合併号、2005年）。
- 4 なお、石井孝は英文史料を広範に用い台湾事件を論じているが、石井の関心は台湾事件の解決過程における列強の動向という外交史的側面にあり、ルジャンドルのローバー号事件経験については言及されていない。（石井孝「日本軍台湾侵攻をめぐる国際情勢」（同『明治初期の日本と東アジア』第一章、有隣堂、1979年）。）
- 5 ロバート・エスキルドセン「明治七年台湾出兵の植民地的側面」（明治維新史学会編『明治維新とアジア』、吉川弘文館、2001年）。
- 6 U.S. National Archives: Despatches from U.S. Consuls in Amoy, Microcopy No. 100, Roll No. 3（以下、“USNA: CD, Amoy, 100-3”とする。）. Asiatic Squadron Letters, Vol. Jan. 1867 to Apr. 1868（以下、“ASL, Jan. 67 to Apr. 68”とする。）. William A. Pickering, *Pioneering in Formosa* (London, Hurst and Blackett, 1898). Charles W. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa, 1874*. 『籌弁夷務始末（同治朝）』（以下、『夷務始末』とする）の引用については国風出版社（台北）の1963年4月出版のものを使用。Notes of Travel in Formosaの引用については、Robert Eskildsen ed., *Foreign Adventurers and the Aborigines of Southern Taiwan, 1867-1874*, (Taipei, Institute of Taiwan History, Academic Sinica, 2005)を使用。なお、『夷務始末』中同一箇所を再引用する際、官位は省略して記す。在厦門アメリカ領事館文書所収の漢文史料についても、史料のタイトルを日本語表記にした上でこれに倣う。
- 7 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Seward, Amoy, May 11, 1867. 台湾道吳大廷・台湾鎮劉

- 明燈・署台湾府知府葉宗元、ルジャンドル宛照会（USNA: CD, Amoy, 100-3, Apr. 19, 1867.）。
- 8 台湾先住諸民族の総称については、先住諸民族自身が自称として一般的に用いる「原住民」の語を本論文でも用いる。当然ながら、蔑称的含意を持つものではない。
 - 9 USNA: CD, Amoy, 100-3, Statement of the Chinaman Tek-Kwang, taken by Wingate, U. S. Consulate in Swatow, Swatow, Apr. 9, 1867（以下、“Statement of Tek-Kwang.”とする。）。なお、亀仔角社は漢人に「瑯嶠下十八社」と呼ばれた「パリリヤリリャオ」集落群中のパイワン族集落の一つである（小林岳二「清末・日本統治直後、政権交代期の台湾先住民」〔『東洋学報』第80巻第4号、1999年〕）。
 - 10 Statement of Tek-Kwang. 吳大廷・劉明燈・葉宗元、ルジャンドル宛照会（USNA: CD, Amoy, 100-3, Apr. 19, 1867.）。「福建台湾鎮総兵官劉明燈福建台湾道兼学政吳大廷奏」〔『夷務始末』巻四十九、42-46頁（以下、「劉明燈・吳大廷奏」とする）。「乙未福建台湾鎮総兵官劉明燈奏」、『夷務始末』巻五十一、10-12頁）。
 - 11 *Ibid.* USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Seward, Amoy, May 11, 1867. ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Bell to Wells, Yokohama, Apr. 30, 1867.
 - 12 吳大廷・劉明燈・葉宗元、ルジャンドル宛照会（USNA: CD, Amoy, 100-3, Apr. 19, 1867.）。「劉明燈・吳大廷奏」。
 - 13 「劉明燈・吳大廷奏」。なお、「土牛」とは「土牛線」のことであろう。これは原住民と漢人との接触を禁ずべく作られた境界線のこと、連横『台湾通史』によれば、土を牛の形に盛ったためその名がつけられたとある。（連横『台湾通史』巻十三、軍備志、隘勇。ほか戴炎輝『清代台湾の郷治』、台北、聯経出版、1979年、538-542頁。）
 - 14 吳大廷・劉明燈・葉宗元、ルジャンドル宛照会（USNA: CD, Amoy, 100-3, Apr. 19, 1867.）。
 - 15 「劉明燈・吳大廷奏」。
 - 16 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Seward, Amoy, Jun. 30, 1867.
 - 17 *Ibid.*, Le Gendre to Seward, Amoy, Apr. 1, 1867.
 - 18 *Ibid.*, Le Gendre to Seward, Amoy, May, 1867.
 - 19 ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Febriger to Bell, Apr. 26, 1867. ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Bell to Welles, Yokohama, Apr. 30, 1867.
 - 20 通商局総弁尹西銘、葉宗元宛書簡（USNA: CD, Amoy, 100-3, 1867.）。
 - 21 *Ibid.*, Le Gendre to Seward, Amoy, May, 1867,
 - 22 『籌弁夷務始末（咸豊朝）』巻二十八（1979年7月中華書局（北京）版）。
 - 23 吳棠、ルジャンドル宛書簡（USNA: CD, Amoy, 100-3, 1867.）。
 - 24 尹西銘、葉宗元宛書簡（*Ibid.*）。
 - 25 ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Febriger to Bell, Apr. 26, 1867. ルジャンドル、劉明燈・吳大廷・葉宗元宛照会（USNA: CD, Amoy, 100-3, on board of the U.S.S. Ashuelot, Apr. 17, 1867.）。
 - 26 劉明燈・吳大廷・葉宗元、ルジャンドル宛照会（USNA: CD, Amoy, 100-3, Taiwanfoo, Apr. 19, 1867.）。「劉明燈・吳大廷奏」。
 - 27 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Seward, Amoy, May, 1867.
 - 28 *Ibid.* ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Febriger to Bell, Apr. 26, 1867.
 - 29 *Ibid.*
 - 30 *Ibid.*
 - 31 USNA: CD, Amoy, 100-3, Statement of four chinamen examined by Febriger and Le Gendre, 1867.
 - 32 ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Febriger to Bell, Apr. 26, 1867.
 - 33 「紀瑯嶠」（『臺灣府輿圖纂要（三）』、台北、成文出版社、1983年、68-70頁）。瑯嶠とは瑯嶠のことを指している。なお、瑯嶠は恒春半島瑯嶠湾沿岸一帯を指した古名である。
 - 34 ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Febriger to Bell, Apr. 26, 1867.
 - 35 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Seward, Amoy, May, 1867.
 - 36 *Ibid.*, Le Gendre to Seward, Amoy, May, 1867.
 - 37 *Ibid.*, Le Gendre to the General and Taotai of Formosa, Amoy, May 3, 1867.
 - 38 「八月乙酉総理各国事務恭親王等奏」〔『夷務始末』巻五十、15-19頁）。
 - 39 ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Febriger to Bell, Amoy, Apr. 26, 1867.
 - 40 *Ibid.*, Bell to Welles, At Sea, Lat. 31.° 31'N Long(23.° 47'E), Jun. 3, 1867.

-
- 41 ASL, Jan. 67 to Apr. 68, Bell to Welles, Shanghai, Jun. 19, 1867.
- 42 *Ibid.*
- 43 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Bell, Amoy, Jul. 30, 1867.
- 44 「劉明燈・吳大廷奏」。
- 45 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to the General and Taotai of Formosa, Amoy, May 3, 1867.
- 46 「劉明燈・吳大廷奏」。
- 47 「閩浙總督吳棠福建巡撫李福泰奏」『夷務始末』卷五十、10-13頁。「恭親王等奏」『夷務始末』卷五十、15-19頁。
- 48 USNA: CD, Amoy, 100-3, The General and Taotai of Formosa to Le Gendre, Taiwanfoo, Jun. 3, 1867.
- 49 「劉明燈・吳大廷奏」。
- 50 USNA: CD, Amoy, 100-3, The General and Taotai of Formosa to Le Gendre, Taiwanfoo, Jun. 3, 1867.
- 51 *Ibid.*, Le Gendre to the General and Taotai of Formosa, Amoy, Jun. 22, 1867.
- 52 *Ibid.*
- 53 「劉明燈奏」『夷務始末』卷五十一、10-12頁。
- 54 USNA: CD, Amoy, 100-3, The Viceroy of Fookien and the Lieutenant Governor of Fookien to Le Gendre, Jul. 25, 1867.
- 55 *Ibid.*, Le Gendre to Bell, Jul. 30, 1867.
- 56 *Ibid.*, The Viceroy of Fookien and the Lieutenant Governor of Fookien to Le Gendre, Jul. 25, 1867.
- 57 「恭親王等奏」『夷務始末』卷五十、15-19頁。
- 58 「吳棠・李福泰奏」『夷務始末』卷五十、10-13頁。
- 59 同上史料。USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Bell, Jul. 30, 1867.
- 60 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Bell, Jul. 30, 1867. USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to The Viceroy of Fookien, Amoy, Aug. 16, 1867.
- 61 *Ibid.*, The Viceroy of Fookien to Le Gendre, Foochow, Aug. 17, 1867.
- 62 *Ibid.*, Le Gendre to Bell, Amoy, July. 30, 1867.
- 63 *Ibid.*, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Aug. 29, 1867.
- 64 *Ibid.*, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.
- 65 *Ibid.* 「丁丑福建臺灣鎮總兵官劉明燈奏」『夷務始末』卷五十四、26-29頁（以下、「劉明燈奏54」とする）。
- 66 USNA: CD, Amoy 100-3, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867. 「劉明燈奏54」。
- 67 Pickering, *op. cit.*, p.183. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.93.
- 68 Pickering, *op. cit.*, pp184-186. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.95.
- 69 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa.*, pp.94-95.
- 70 *Ibid.*, p.96.
- 71 台湾総督府蕃族調査会編『番族慣習調査報告書』第5巻、第一冊、1920年、132-137頁。
- 72 紙村徹「なぜ牡丹社民は琉球漂流民を殺害したのか?——牡丹社事件序曲の歴史人類学的素描」(山本春樹・黄智慧・パスヤ=ポイツォヌ・下村作次郎共編『台湾原住民族の現在』、草風館、2004年)、153頁より引用。
- 73 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.95.
- 74 紙村徹、前掲論文によると、パイワン族は家屋外でのみ首を刎ねることが許されていたのではないかとあり、バターン島民も聾啞の男の家内にいるかぎり安全は確保されていたものと考えられる。事実、漂流民1名がこの家より外出した際、ただちに首を刎ねられている。
- 75 Pickering, *op. cit.*, pp.185-186. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.97
- 76 Pickering, *op. cit.*, p.187. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.97 and pp.100-101.
- 77 Pickering, *op. cit.*, pp.187-188. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, pp.98-99.
- 78 Pickering, *op. cit.*, p.188. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, pp.100-101.
- 79 紙村徹、前掲論文。
- 80 Pickering, *op. cit.*, p.188. Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.101.

-
- 81 小林岳二、前掲論文。
- 82 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.101.
- 83 *Ibid.*, p.97.
- 84 *Ibid.*, p.108. ただし、ここでルジャンドルがいう「牡丹社」が、原住民部落としての「牡丹社」を指すのかどうかについてはなお検討の余地がある。(羽根次郎「台湾事件以前における「Boutan (牡丹)」の語義について」(「台湾史青年学者国際研究会」報告論文(台北)、2008年))
- 85 *Ibid.*, p.99.
- 86 *Ibid.*, pp.101-103.
- 87 *Ibid.*, p.103.
- 88 *Ibid.*, p.104.
- 89 *Ibid.*, p.105.
- 90 *Ibid.*, pp.99-100.
- 91 *Ibid.*, p.105.
- 92 Pickering, *op. cit.*, p.194.
- 93 『恒春県志』(台湾文献叢刊第75種)、台北、台湾銀行経済研究室、1960年、268頁。なお、「廬舎」とは農地に建てた仮小屋を、「莊基」とは小作人の共同住居を指す。ただ、引用文中ではこの二語は農村の粗末な建築物の典型という意味で用いられている。
- 94 同上書、251-273頁。
- 95 松澤員子「台湾パイワン族の首長の家」(『社会科学』第26号、1979年)。
- 96 *Ibid.*
- 97 陳宗仁「近代台湾原住民図像中的槍——兼論槍枝の伝入、流通与使用」(『台大歴史学報』第36期、2005年)。
- 98 Pickering, *op. cit.*, p.192.
- 99 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, pp.107-108.
- 100 *Ibid.*, p.109.
- 101 Pickering, *op. cit.*, p.196.
- 102 Pickering, *op. cit.*, p.196.
- 103 Charles W. Le Gendre, *HOW TO DEAL WITH CHINA*, Amoy, Rozario, Marcal & Co., 1871, p.136.
- 104 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.113. 「劉明燈奏54」。
- 105 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.114. Pickering, *op. cit.*, p.197.
- 106 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.
- 107 *Ibid.*, 「劉明燈奏54」。「福州將軍兼署閩浙總督英桂福建巡撫李福泰奏」『夷務始末』卷五十六、16-19頁。
- 108 Le Gendre, *Notes of Travel in Formosa*, p.117.
- 109 *Ibid.*
- 110 G.W. Carrington, *op. cit.*, p.167.
- 111 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.
- 112 *Ibid.* Pickering, *op. cit.*, p.197. 「劉明燈奏54」。
- 113 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.
- 114 Pickering, *op. cit.*, p.197.
- 115 「劉明燈奏54」。
- 116 USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.
- 117 「劉明燈奏54」。
- 118 同上史料。USNA: CD, Amoy, 100-3, Le Gendre to Chintai Liu, etc., Liang-Kiau, Oct. 15, 1867. なお、前者では、ルジャンドル書簡は10月13日に劉明燈に届いたとあるので、後者で“October 15.”とあるのはおそらく旧暦九月十五日(10月12日)を間違えたものと思われる。
- 119 「劉明燈奏54」。
- 120 USNA: CD, Amoy, 100-3, Chintai Liu, etc., to Le Gendre, Oct. 18, 1867.
- 121 *Ibid.*, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.
- 122 *Ibid.*
- 123 *Ibid.*, Bell to Le Gendre, Nagasaki, Dec. 11, 1867. USNA: Despatches from U.S. Ministers to

- China, M-92 R-25, S. Wells Williams to William H. Seward, Peking, Mar. 13, 1868. USNA: CD, Amoy, 100-4, Le Gendre to F. W. Seward, Amoy, Jun. 20, 1868.
- 124 伊能、前掲書、139頁。
- 125 庄司萬太郎「明治七年征台之役に於けるル、ジャンドル將軍の活躍」(『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』第3輯、1936年)、9頁。
- 126 英修道「一八七四年台湾蕃社事件」(『法学研究』第24卷第9・10合併号、1951年)、52頁。
- 127 安岡昭男「明治前期官辺の台湾論策」(『沖縄文化研究』16、1990年)、358頁。
- 128 一瀬啓恵「明治初期における台湾出兵政策と国際法の適用」(『北大史学』第35号、1995年)、27頁。
- 129 Pickering, *op. cit.*, p.195. USNA: CD, Amoy 100-3, Le Gendre to Burlingame, Amoy, Nov. 8, 1867.

